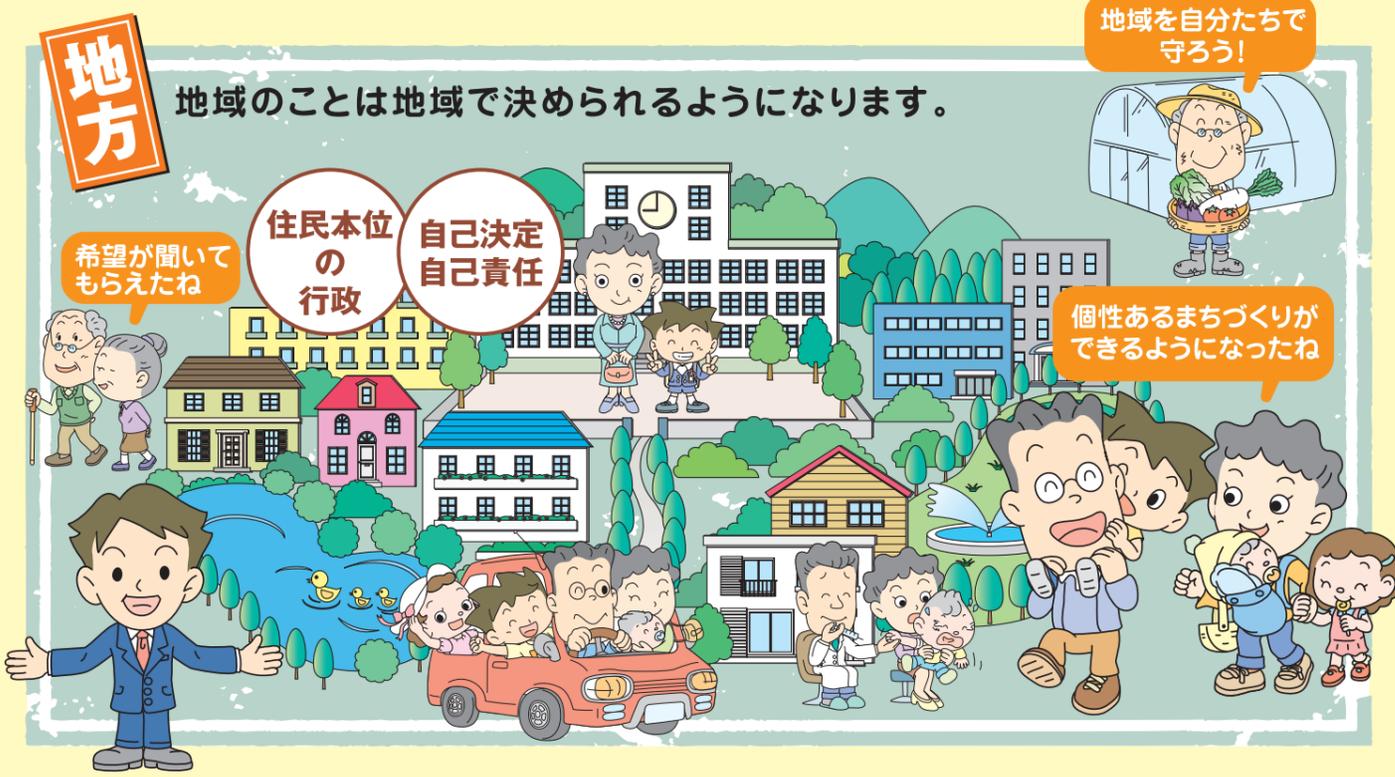


地方分権改革が進んだ後の国と地方の役割は？



広島県市長会 広島県町村会

〒730-0011 広島市中区基町10-3 広島県自治会館2F

市長会 TEL 082-223-6545 FAX 082-211-1882
E-mail mayors@j-hiroshima.or.jp

町村会 TEL 082-221-3465 FAX 082-211-1882
E-mail chosonkai@j-hiroshima.or.jp

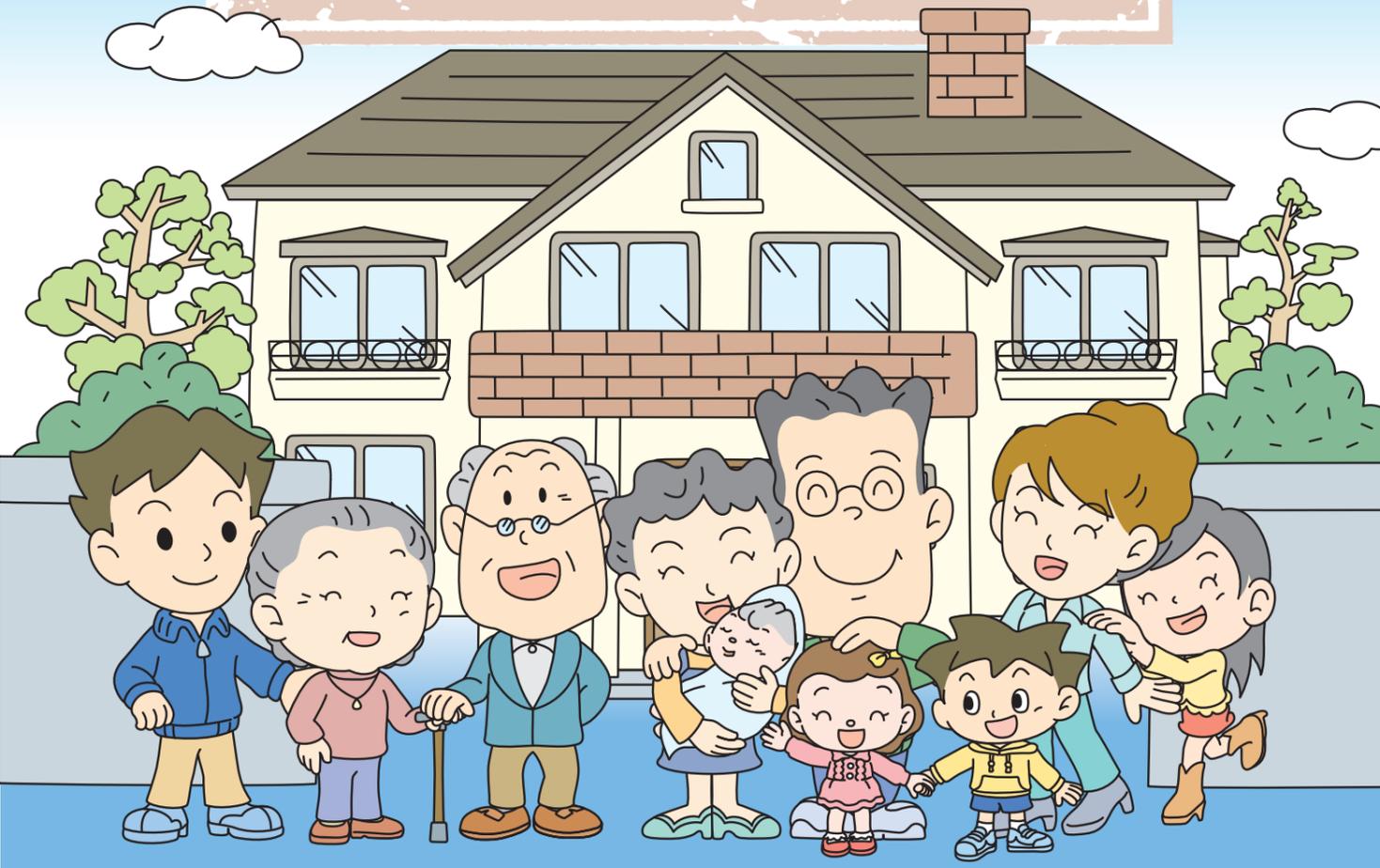
進めよう！ 地方分権改革！

地域のことは
地域で解決！

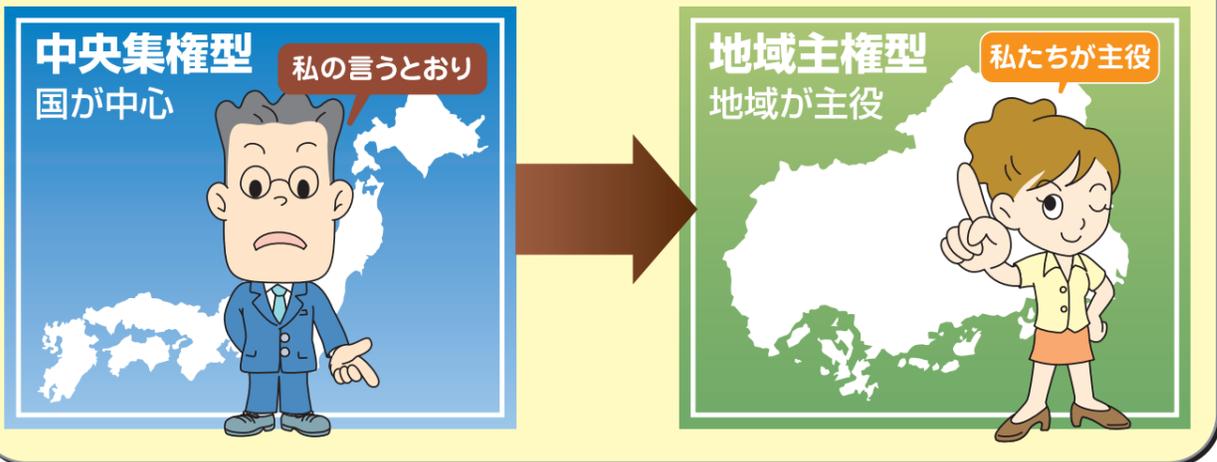
地方分権改革をめぐる動き

～第一期地方分権改革から第二期地方分権改革へ～

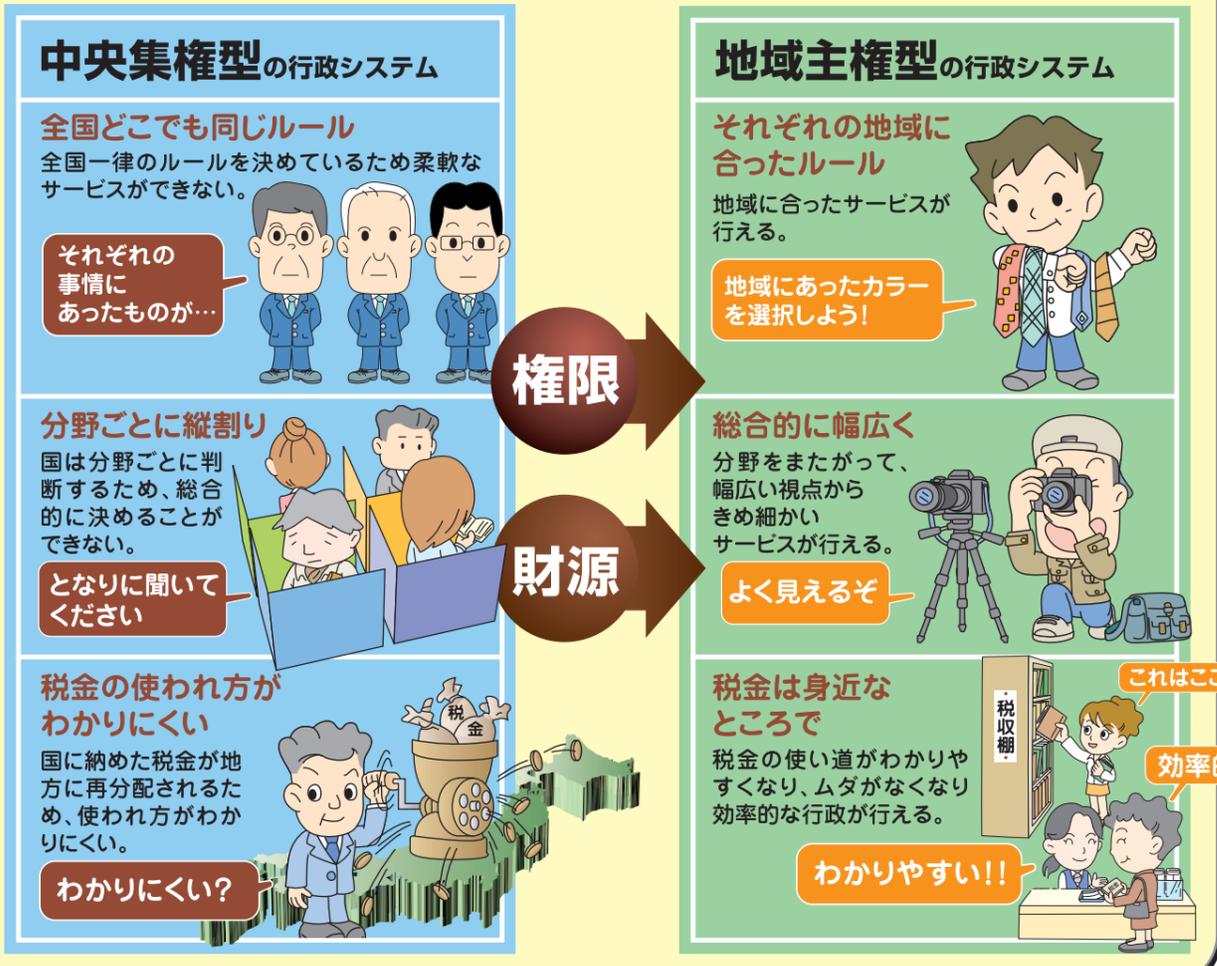
- 第一期では、平成5～12年度（1993～2000）
平成5年度から平成12年度までの一連の改革は「第一期地方分権改革」と呼ばれ、国と自治体は法律上「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係になりました。
- 三位一体の改革では、平成16～18年度（2004～2006）
国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革が一体的に行われました。しかし、その内容は不十分なもので、地方にとっては、極めて厳しい財政運営を余儀なくされることになり、地域間の格差が拡大し、住民サービスに支障が生じる結果となっています。
- 第二期では、平成18年度～（2006～）
第一期や三位一体の改革を経ても課題となっている、国から地方への権限移譲、法令による義務づけ・関与の廃止、より一層の税財源移譲など地方の自由度を高め、地域に住む住民が自らの意思によって、地域の行政を決定できる真の分権型社会を目指す取り組みにしなければなりません。



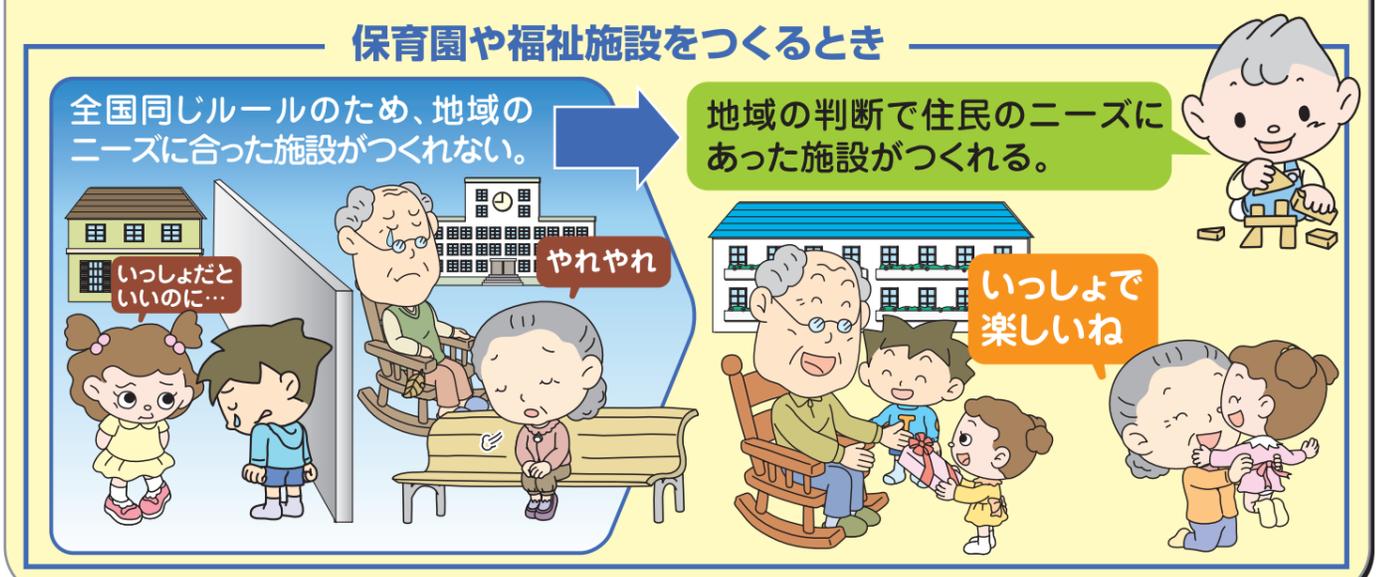
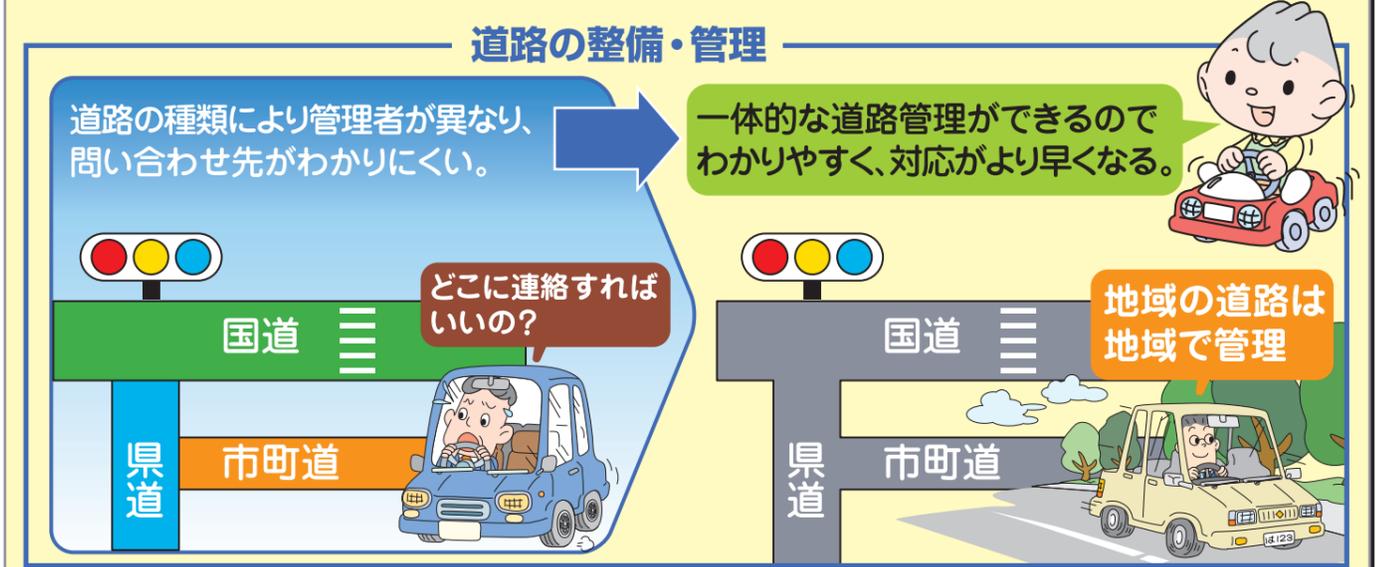
Q 地方分権ってなに？ **A 国の仕組みを変えること**
 国が持っている決定権や財源を私たちが住んでいる地域に移し、住民の身近にある県や市町が地域の実情にあった行政を行えるようにすることです。



Q なぜ必要なの？ **A これからの時代の変化に対応していくため**
 地方分権によって、地域のことは地域で決められるようになるので、住民の皆さんの声や地域の実情が行政サービスに反映されやすくなります。



Q どう変わるの？ **A 地域のことは地域で決める**
さまざまな分野でこんなに変わります。



地域が
主役